

		特別児童扶養手当	在宅障害児福祉手当
<b>受給できるかた</b>		精神、知的または身体に障がいのある20歳未満の児童を家庭において養育しているかた	
<b>対象児童</b>	<b>1 級</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の判定があおむね1級または2級程度に該当する児童</li> <li>療育手帳の判定がⒶ・A程度の知的障がいまたは同程度の精神障がいがある児童</li> </ul>	特別児童扶養手当の受給対象に該当する児童（障害児福祉手当を支給されている児童を除く）
	<b>2 級</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の判定があおむね3級程度に該当する児童</li> <li>療育手帳の判定がB程度の知的障がいまたは同程度の精神障がいがある児童</li> </ul>	
<b>手当の額</b>		1級 月額 51,500円 2級 月額 34,300円	特別児童扶養手当1級に該当する程度のかた 月額 4,000円 特別児童扶養手当2級に該当する程度のかた 月額 2,500円
<b>手当の支給日 (口座振込)</b>		4月、8月、11月(各月11日)	9月、3月(各月25日)
<b>所得状況届</b>		毎年8月11日～9月10日までの間に提出してください。 ※所得状況届が必要なかたには、所得状況届の詳細について通知しますので、通知を確認のうえ手続きをしてください。この届を提出しないと、手当が受けられなくなります。なお、2年間提出をしない場合は、受給資格がなくなることがあります。	

■お問合せ 子育て支援課（猿島庁舎／内線2214）

		特別障害者手当	障害児福祉手当
<b>受給できるかた</b>		在宅のかたで、身体または精神の障がいが重複または最重度の状態にあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上のかた	
<b>手当の額</b>		月額 26,830円	
<b>手当の支給日 (口座振込)</b>		5月、8月、11月、2月(各月10日)	
<b>所得状況届</b>		毎年8月12日～9月11日までの間に提出してください。 ※この届を提出しないと、受給資格がなくなることがあります。	

■お問合せ 社会福祉課（猿島庁舎／内線2218）